

HOKUMON SHINKIN BANK  
REPORT 2021

令和3年度上半期  
北門信用金庫の現況  
令和3年4月1日～9月30日

ふれあいを大切にする



## ごあいさつ

皆さまには、平素より私ども北門信用金庫に格別のご高配を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

本誌は、当金庫の令和3年度上半期における仮決算主要計数・重要指数、トピックス等についてまとめたものであり、ぜひご高覧いただき当金庫へのご理解を深めていただければ幸いです。

今後も全てのお取引先に目を向けた営業に徹し、地域の皆さまから信頼され、必要とされる金融機関であり続けるため、全役職員が一丸となって努力してまいりますので、より一層のご支援とご愛顧を賜りますよう心からお願い申し上げます。

令和3年11月

## 北門信用金庫の概要 (令和3年9月30日現在)

名 称	北門信用金庫
本店所在地	北海道滝川市栄町3丁目3番4号 TEL:0125-22-1111(代表) <a href="http://www.shinkin.co.jp/hokumon/">http://www.shinkin.co.jp/hokumon/</a>
創 業	昭和24年2月8日
出 資 金	4億6千7百万円
会 員 数	13,794名
預 金	2,977億円
貸 出 金	1,163億円
店 舗 数	25店舗
常勤役職員数	239人(出向職員・パート等33人含む)
自己資本比率	13.98%



地域と共に永遠に歩みつづける北門信用金庫の基本理念を象徴したものです。

地域社会と地縁性の強い信金が、互いにガッチリと腕を組んで進む姿を、そして上方に伸びる線は限りない発展を植物の生長になぞらえてシンボライズしたものです。

## 目 次

ごあいさつ・北門信用金庫の概要・目次	2
北門信用金庫と地域社会	3
預金・貸出金の状況	4
自己資本の状況・損益の状況	5
不良債権の状況(金融再生法ベース)	6
有価証券の時価情報	7
自己資本比率規制(パーゼルⅢ)による定量開示【単体】	8~9
中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況	10
金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について	
主なトピックス 令和3年度上半期(4~9月)・お知らせ	11

※本開示に記載の金額・比率は全て単位未満を切り捨てて表示しております。

※金額の表示は、単位未満の金額は「0」、該当金額がない場合は「-」と表示しております。

※令和2年9月末、令和3年9月末の計数については、当金庫が任意で開示しているものであり、監査法人の監査は受けておりません。



お客さま・会員の皆さま

- 企業支援室  
令和3年度再生支援先 16先
- 地域総合相談室  
令和3年4～9月  
創業・新事業支援先 11先 213百万円

その他の  
資産運用  
有価証券 110,165百万円  
預け金等 81,833百万円

お客さまからお預かりした預金積金は、貸出金の他に一部を有価証券や預け金により運用しております。  
有価証券は、格付の高い公社債等で運用し、預け金は信金中央金庫の定期預金を中心にリスクに配慮した安全運用に努めております。



経営方針  
地域のみなさまと共に歩み、  
地域の発展のためにつくします。

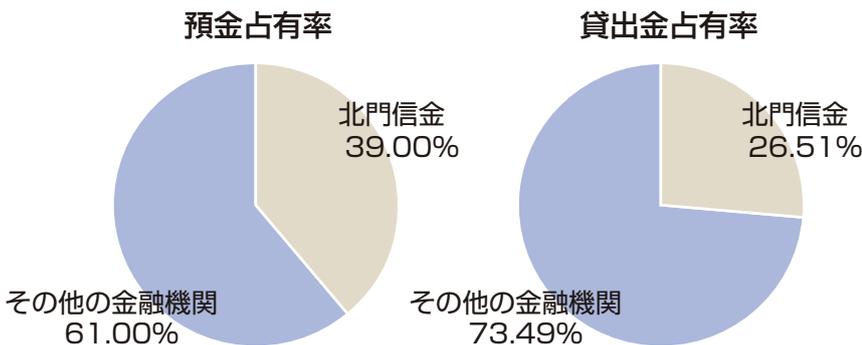
当金庫は、地元の中小企業者や住民の皆さまが会員となって互いに助け合い、発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

当金庫は、地元のお客さまからお預かりした大切な資金(預金積金)を、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄をお手伝いするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆さまとの強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。



**北門信用金庫** 常勤役員：239人 (出向職員・パート等33人含む) 店舗数 25店舗  
 経常利益 404百万円  
 当期純利益 323百万円

◆中空知地域の占有率



◆当金庫が指定金融機関となっている市町

- ・滝川市
- ・歌志内市
- ・奈井江町
- ・浦臼町
- ・上砂川町
- ・新十津川町

の2市4町

※各計数は令和3年9月30日現在

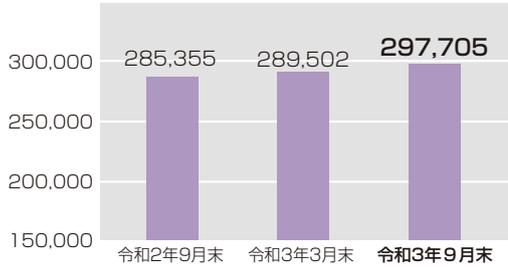
# 預金・貸出金の状況

## ◆預金積金残高の推移

預金積金残高 **2,977**億円

預金積金残高の推移

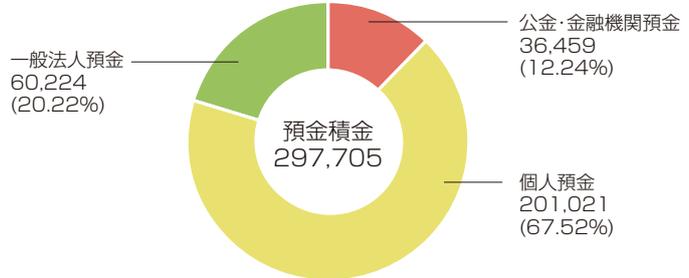
(単位：百万円)



令和3年9月末の預金積金残高は、個人預金、公金・金融機関預金で増加し、全体では前年同期比123億50百万円(4.32%)の増加となりました。また、令和3年4～9月期の平均残高は前年同期比215億97百万円(7.80%)の増加となりました。

預金人格別残高構成比 (令和3年9月末)

(単位：百万円)



## ◆貸出金残高の推移

貸出金残高 **1,163**億円

貸出金残高の推移

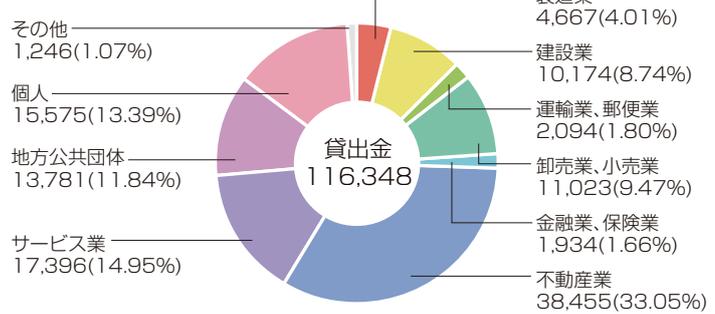
(単位：百万円)



令和3年9月末の貸出金残高は、個人向け、地方公共団体向けで減少したものの、事業者向けで増加し、全体では前年同期比26億40百万円(2.21%)の減少となりました。また、令和3年4～9月期の平均残高は44億87百万円(3.93%)の増加となりました。

貸出金業種別残高構成比 (令和3年9月末)

(単位：百万円)



## 貸出金業種別内訳

(単位：百万円、%、先)

業種区分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末		
	貸出金残高	貸出金残高	貸出金残高	残高構成比	先数
製造業	5,217	5,329	4,667	4.01	143
農業、林業	144	111	123	0.11	40
漁業	3	2	1	0.00	2
鉱業、採石業、砂利採取業	373	308	299	0.26	5
建設業	10,187	10,546	10,174	8.74	499
電気・ガス・熱供給・水道業	800	734	691	0.59	3
情報通信業	109	147	130	0.11	9
運輸業、郵便業	2,124	2,108	2,094	1.80	82
卸売業、小売業	11,124	11,545	11,023	9.47	375
金融業、保険業	2,007	2,107	1,934	1.66	20
不動産業	37,768	39,032	38,455	33.05	488
物品賃貸業	1,452	1,323	1,554	1.34	17
学術研究、専門・技術サービス業	807	806	747	0.64	44
宿泊業	944	994	988	0.85	15
飲食業	1,315	1,345	1,392	1.20	126
生活関連サービス業、娯楽業	1,317	1,363	1,375	1.18	71
教育、学習支援業	79	81	100	0.09	10
医療、福祉	7,989	7,856	7,550	6.49	106
その他のサービス	3,098	3,309	3,685	3.17	155
小計	86,864	89,054	86,991	74.77	2,210
地方公共団体	15,545	16,790	13,781	11.84	10
個人	16,578	16,001	15,575	13.39	4,167
合計	118,988	121,846	116,348	100.00	6,387

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 自己資本の状況

自己資本比率 **13.98%**

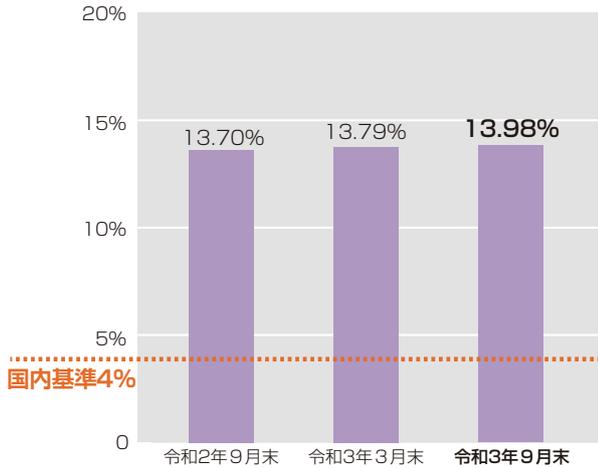
自己資本比率 (令和3年9月末、単位：百万円)

$$\frac{\text{自己資本総額 (18,214)}}{\text{リスク・アセット総額 (130,209)}} \times 100 = 13.98\%$$

自己資本比率とは、貸出金や有価証券などの損失が発生する可能性のある資産(リスク・アセット)に対する自己資本の額の割合のことで、金融機関の健全性を示す重要な指標であり、比率が高いほど健全な財務体質であるとされています。

当金庫は、従来から自己資本の充実に努め、令和3年9月末の単体自己資本比率は、13.98%と高い水準を維持しており、安心してお取引いただける金融機関であることがお分かりいただけると思います。

自己資本比率の推移



自己資本額の推移



令和3年9月期の単体自己資本比率は、利益金の増加により自己資本額が増加したことから前年同月比0.19ポイント増加いたしました。国内のみで営業を行う金融機関に求められる基準は4%以上であり、経営の健全性に問題はありません。

※自己資本比率規制(バーゼルⅢ)については、8ページをご覧ください。

## 損益の状況

(単位：百万円)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
業務純益	178	417	222
経常利益	137	423	404
当期純利益	109	317	323

※令和2年9月末、令和3年9月末の貸出金償却及び貸倒引当金は、簡便な方法により自己査定を実施しております。

### 【用語解説】

#### ■業務純益

貸出金や預金などの信用金庫の本来業務での収益力を示すもの。

#### ■経常利益

業務純益に株式等売買損益、個別貸倒引当金繰入などの臨時収益、臨時費用を加減したもの。

#### ■当期純利益

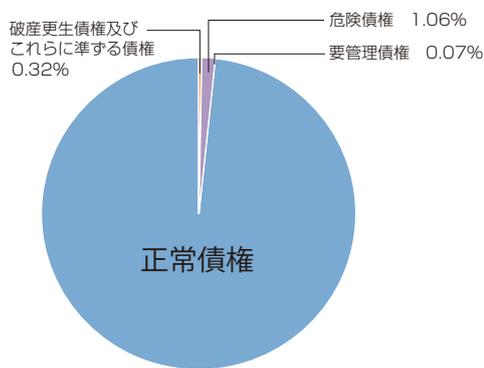
経常利益から特別利益・特別損失及び税金を加減したもので、最終的な利益となるもの。

## 不良債権の状況(金融再生法ベース)

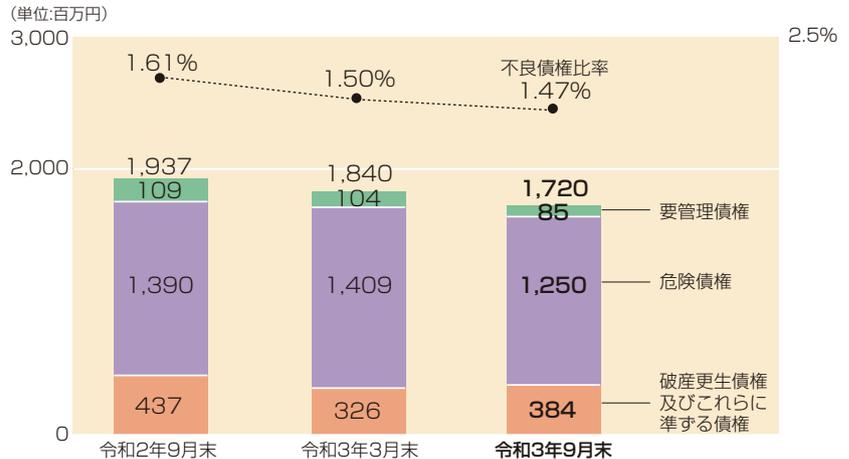
令和3年9月末の不良債権(金融再生法に基づく開示債権)は、前年同期比2億17百万円(11.20%)減少して、17億20百万円となりました。

このうち担保及び公的機関の保証のあるものが10億59百万円、貸倒引当金として4億99百万円を計上していることから、保全率は90.61%、未保全額は1億61百万円となっていますが、万一の場合でも当金庫の自己資本額182億14百万円によって、十分に補填できる体力が備わっております。

### ◆金融再生法開示債権構成比 (令和3年9月末)



### ◆金融再生法開示債権及び不良債権比率推移



### ◆金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

(単位：百万円)

区分	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末					
	開示残高	開示残高	開示残高(a)	保全額(b)	担保・保証等による回収見込額(c)	貸倒引当金(d)	保全率(b)/(a)	引当率(d)/(a-c)
金融再生法上の不良債権	1,937	1,840	1,720	1,559	1,059	499	90.61	75.57
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	437	326	384	384	149	235	100.00	100.00
危険債権	1,390	1,409	1,250	1,140	883	257	91.22	70.12
要管理債権	109	104	85	33	26	6	39.53	11.86
正常債権	117,974	120,536	115,310					
合計	119,912	122,376	117,031					
不良債権比率	1.61%	1.50%	1.47%					

※令和2年9月末、令和3年9月末は簡便な方法により自己査定を実施しております。

※開示残高には、貸出金のほか、債務保証見返、未収利息、仮払金を含めております。

#### 【用語解説】

##### ■破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

##### ■危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

##### ■要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

##### ■正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権

##### ■保全率

不良債権のうち、不測の貸倒が発生した場合に備えて、担保・公的保証及び貸倒引当金によって保全している割合

##### ■不良債権比率

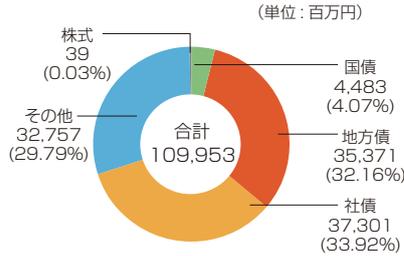
開示債権全体に占める不良債権の割合

# 有価証券の時価情報

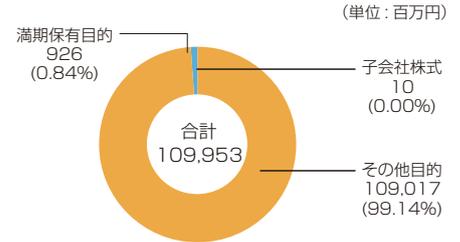
有価証券残高 **1,099** 億円

当金庫の有価証券運用は、格付けの高い公社債等を中心に安全な運用に努めております。令和3年9月末における有価証券は、222百万円の評価益となっております。

有価証券種類別残高(令和3年9月末)  
(帳簿価額)



有価証券保有目的別残高(令和3年9月末)  
(帳簿価額)



## ◆満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種類	令和3年3月末			令和3年9月末		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	998	1,012	13	922	933	10
	その他	500	501	1	-	-	-
	小計	1,498	1,513	14	922	933	10
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-	-	-	-
	地方債	-	-	-	-	-	-
	社債	9	9	△0	3	3	△0
	その他	-	-	-	-	-	-
	小計	9	9	△0	3	3	△0
<b>合計</b>		1,508	1,523	14	926	937	10

(注) 1.時価は、基準日における市場価格等に基づいております。  
2.上記の「その他」は外国証券等です。  
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## ◆その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	令和3年3月末			令和3年9月末		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	43,768	43,275	493	51,077	50,548	528
	国債	493	486	6	2,004	1,987	16
	地方債	17,838	17,603	235	19,823	19,639	184
	社債	25,436	25,184	251	29,249	28,922	327
	その他	15,702	15,166	535	20,534	19,862	671
	小計	59,470	58,442	1,028	71,612	70,411	1,200
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券	29,755	30,169	△413	25,434	25,680	△246
	国債	4,465	4,502	△37	2,481	2,496	△14
	地方債	11,991	12,164	△172	15,623	15,732	△108
	社債	13,298	13,502	△203	7,329	7,452	△122
	その他	15,060	15,744	△683	12,152	12,894	△742
小計	44,815	45,913	△1,097	37,587	38,575	△988	
<b>合計</b>		104,286	104,355	△69	109,199	108,987	211

(注) 1.貸借対照表計上額は、基準日における市場価格等に基づいております。  
2.上記の「その他」は外国証券等です。  
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

## ◆時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	令和3年3月末 貸借対照表計上額	令和3年9月末 貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
非上場株式	29	29
<b>合計</b>	<b>39</b>	<b>39</b>

## 自己資本比率規制(バーゼルⅢ)による定量開示[単体]

### ◆自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和2年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	17,553	17,725	18,051
うち、出資金及び資本剰余金の額	468	468	467
うち、利益剰余金の額	17,084	17,275	17,584
うち、外部流出予定額(△)	-	18	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	170	156	152
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	170	156	152
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	28	23	23
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,752	17,905	18,227
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	18	16	12
うち、のれんに係るものの額	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	18	16	12
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-
前払年金費用の額	-	-	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	18	16	12
<b>自己資本</b>			
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	17,734	17,888	18,214
<b>リスク・アセット等 (3)</b>			
信用リスク・アセットの額の合計額	123,997	124,057	124,571
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,265	△1,249	△1,254
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	159	176	170
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,434	5,638	5,638
信用リスク・アセット調整額	-	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	129,432	129,695	130,209
<b>自己資本比率</b>			
自己資本比率((ハ)/(ニ))	13.70%	13.79%	13.98%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
2. 当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## ◆自己資本の充実度に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和2年9月末		令和3年3月末		令和3年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	123,997	4,959	124,057	4,962	124,571	4,982
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	116,670	4,666	116,497	4,659	115,742	4,629
ソブリン向け	300	12	210	8	70	2
金融機関向け	14,675	587	15,583	632	16,542	661
法人等向け	40,367	1,614	39,174	1,566	39,070	1,562
中小企業等向け及び個人向け	13,492	539	12,684	507	11,943	477
抵当権付住宅ローン	1,992	79	2,088	83	2,101	84
不動産取得等事業向け	30,636	1,225	31,671	1,266	30,167	1,206
3ヵ月以上延滞等	23	0	19	0	16	0
取立未済手形	16	0	7	0	7	0
信用保証協会等による保証付	611	24	652	26	709	28
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	59	2	59	2	66	2
出資等のエクスポージャー	59	2	59	2	66	2
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
上記以外	14,494	579	14,346	573	15,046	601
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	4,134	165	4,134	165	4,634	185
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,755	70	1,755	70	1,755	70
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	161	6	328	13	333	13
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	8,443	337	8,128	325	8,322	332
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	8,593	343	8,809	352	10,082	403
ルック・スルー方式	8,593	343	8,809	352	10,082	403
マンドート方式	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-	-	-
フォールバック方式(1.250%)	-	-	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	159	6	176	7	170	6
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	5,434	217	5,638	225	5,638	225
ハ. 総所要自己資本額(イ+ロ)	129,432	5,177	129,695	5,187	130,209	5,208

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引)によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{〈オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法〉}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}$$

$$\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 総所要自己資本額=自己資本比率の分母の額×4%

## ◆金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1: 金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		ΔEVE		ΔNII					
		令和3年3月末	令和3年9月末	令和3年3月末	令和3年9月末				
1	上方パラレルシフト	7,836	9,037	670	705				
2	下方パラレルシフト	0	0	72	60				
3	スティープ化	6,284	7,533						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	7,836	9,037	670	705				
		ホ		ヘ					
		令和3年3月末		令和3年9月末					
8	自己資本の額	17,888		18,214					

## 中小企業の経営改善及び地域活性化のための取組み状況

当金庫は、地域経済を担う中小企業に対し、必要資金の供給にとどまらず、コンサルティング機能を発揮して、各企業のライフサイクルに応じてお取引先企業が抱える経営課題の解決を積極的に支援してまいります。

### ◆中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

#### 中小企業支援のための専門部署の設置

営業第二本部に「企業支援室」を設置し、当金庫の中小企業診断士を中心に営業店と連携してお取引先企業のライフサイクルに応じた経営改善コンサルティングを行っております。

#### 外部機関との連携

経営改善支援にあたっては、北海道中小企業支援ネットワーク等の外部機関と連携し、必要に応じて各課題に精通した専門家の派遣を通じ、お取引先企業が抱える経営課題への支援体制を強化しています。

また、事業再生支援については北海道中小企業再生支援協議会や北海道信用保証協会等と連携し、他金融機関との調整を行いながら、抜本的な経営改善に向けての支援を行っております。

#### 経営革新等支援機関の認定

経営革新等支援機関認定制度とは、中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う個人、法人、中小企業支援機関等を「経営革新等支援機関」として認定し、多様化する中小企業の経営課題・事業内容への支援体制を整え、より専門的な支援を行うことを目的に創設された制度です。

当金庫は、平成24年11月に「経営革新等支援機関」として認定されました。

### ◆中小企業の経営支援に関する取組み状況

#### 経営改善支援活動

令和3年度は「企業支援室」において、再生支援先として16先を選定し、経営改善コンサルティングを実施しております。

#### ビジネスマッチング支援

お取引先企業の商談・販路拡大支援として、商談会・ビジネスマッチング等への出展支援を行っております。

#### 顧客ネットワーク組織「ほくもん元気会」の運営

各営業店のお取引先を会員とする「ほくもん元気会」を組織し、異業種交流会、勉強会、講演会などの活動を通じて、会員企業の発展のお手伝いをしております。

#### 地域経済情報誌「中空知管内景況レポート」のご提供

四半期ごとに中空知管内企業のご協力により景気動向を調査し、「中空知管内景況レポート」として公表しております。

### ◆地域の活性化に関する取組み状況

#### 地域活性化事業に参画

滝川市の地域活性化事業（「滝川市産業活性化協議会」・「たきかわ産業支援相談窓口」）に参画しております。

#### 地域情報紙「きたる(kitaru)新聞」の発行

地域活性化、地方創生に寄与するための取組みとして、空知・留萌管内のお祭りやイベントを紹介し、各地域の人達の交流等が図られることで地域活性化のお手伝いが出来ればとの趣旨から当金庫・北空知信金・留萌信金の三金庫合同で情報紙の発行をしております。

## 金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)への対応について

金融ADR制度(裁判外紛争解決制度)とは、金融商品・サービス等に関する苦情対応や紛争解決を、訴訟に代わり迅速・公平かつ適切に行うための制度です。当金庫ではお客さまからの相談・苦情・紛争等のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

#### 苦情処理措置

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に各営業店(電話番号は裏表紙記載)または、営業第一本部(☎0125-22-1115)にお申し出下さい。

また、当金庫の他にも北海道地区しんきん相談所(☎011-221-3273)、全国しんきん相談所(☎03-3517-5825)をはじめとする受付機関がございます。詳しくは、営業第一本部にご相談下さい。

#### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫または上記しんきん相談所にお申し出があれば、札幌弁護士会(☎011-251-7730)、東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用いただく方法もあります。例えば、札幌弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システムを用いる方法(現地調停)や、札幌弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ上記東京三弁護士会、しんきん相談所または当金庫営業第一本部にお問い合わせ下さい。

## 主なトピックス 令和3年度上半期(4～9月)



- 入庫式
- 窓口営業時間の変更(昼休み導入)を実施  
岩見沢支店、ふじの支店、厚別西支店、篠路支店、白石支店、新琴似支店、野幌支店、手稲前田支店、栄町支店、千歳支店、石狩支店の営業時間を変更いたしました。
- 公益財団法人そらぶちキッズキャンプへ寄贈 【写真①】  
令和2年度の「そらぶちキッズキャンプ応援定期預金」の販売実績等に基づき、200万円を寄贈いたしました。
- 上砂川支店を上砂川町役場内に移転
- 花いっぱい運動を実施 【写真②】
- 献血運動に参加 【写真③】
- 第73期通常総代会を開催
- 出資証券不発行制度(ペーパーレス化)を導入
- 石狩市浜益区へ寄贈 【写真④】  
浜益150年記念事業へ30万円寄贈いたしました。
- 「滝川駅前出張所」ATMを廃止
- 本店、滝川支店、砂川支店のATM稼働時間を拡大



①そらぶちキッズキャンプへ寄贈



②花いっぱい運動(奈井江支店)



③献血運動に参加



④石狩市浜益区へ寄贈

## お知らせ

### ◆出資証券不発行制度(ペーパーレス化)導入のご案内

会員の皆さまからお預かりした出資金につきましては、これまで出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行と同様、令和3年8月より出資証券を不発行(ペーパーレス化)とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理することとなりました。

会員の皆さまからお預かりしている出資金は、電子データ等として厳格に管理しておりますので、出資金残高ならびに会員としての権利等につきましては、これまでと変わりありませんのでご安心ください。

今後、出資金残高につきましては、毎年6月にお送りします「配当金支払通知書(兼領収書)」でお知らせいたします。

なお、お手元の出資証券につきましては回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、お届けの必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

会員の皆さまにおかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### ◆窓口営業時間変更(昼休み導入)店舗拡大のご案内

令和3年11月1日(月)より下記店舗につきまして、少人数で、より安全かつ効率的な店舗運営を図るため、窓口の営業時間変更(昼休み導入)をさせていただきます。

お客様にはご不便をおかけすることもあろうかと存じますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

・右記時間帯は昼休みのため窓口を閉鎖しております。

・お急ぎの際は、近隣店舗のご利用をお願い申し上げます。

※ATMについては、昼休み時間にかかわらず稼働しておりますので、右記時間帯もご利用になれます。

店名	昼休み(窓口閉鎖)時間
江部乙支店	12:30～13:30
浦臼支店	12:30～13:30
奈井江支店	11:30～12:30
歌志内支店	12:00～13:00
芦別支店	11:30～12:30
新十津川支店	12:00～13:00
赤平支店	12:30～13:30

※本店、滝川北支店、砂川支店、上砂川支店、札幌支店については昼休み(窓口閉鎖)時間はございません。

### ◆店舗統廃合のご案内

二の坂支店は令和3年10月22日(金)の営業終了後に廃止し、令和3年10月25日付で滝川北支店に統合いたしました。

浜益支店は令和4年2月25日(金)の営業時間終了後に廃止し、令和4年2月28日付で石狩支店に統合いたします。

# 北門しんきんのネットワーク

## ◆店舗網とATM設置一覧 (令和3年11月1日現在)

店名	所在地	電話番号	(昼休み時間)	ATM取扱時間		
				平日	土曜日	日曜・祝日・振替休日
本店	〒073-8688 滝川市栄町3丁目3番4号	(0125)22-1111		8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00
滝川北支店	〒073-0018 滝川市朝日町西2丁目1番31号	(0125)23-1111		8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
江部乙支店	〒079-0463 滝川市江部乙町東1丁目11番5号	(0125)75-2111	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
赤平支店	〒079-1136 赤平市本町1丁目1番地4	(0125)32-4111	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
芦別支店	〒075-0011 芦別市北1条東1丁目6番地9	(0124)23-1211	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
砂川支店	〒073-0141 砂川市西1条南1丁目1番14号	(0125)54-3311		8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00
歌志内支店	〒073-0403 歌志内市字本町91番地	(0125)42-3111	(12:00~13:00)	8:45~18:00		
奈井江支店	〒079-0313 空知郡奈井江町字奈井江町128番地	(0125)65-2311	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
上砂川支店	〒073-0200 空知郡上砂川町字上砂川町19番地15	(0125)62-2211		8:45~18:00		
新十津川支店	〒073-1103 樺戸郡新十津川町字中央18番地14	(0125)76-2111	(12:00~13:00)	8:45~18:00		
浦臼支店	〒061-0600 樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地223	(0125)68-2011	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
岩見沢支店	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目1番地	(0126)23-2211	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
野幌支店	〒069-0813 江別市野幌町79番地3	(011)385-4111	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
札幌支店	〒060-0052 札幌市中央区南2条東2丁目9番地1	(011)271-4211		8:45~18:00		
ふじの支店	〒061-2282 札幌市南区藤野2条8丁目20番3号	(011)591-5111	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
厚別西支店	〒004-0063 札幌市厚別区厚別西3条1丁目5番19号	(011)892-3111	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
篠路支店	〒002-8022 札幌市北区篠路2条4丁目6番11号	(011)771-1411	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
白石支店	〒003-0027 札幌市白石区本通4丁目北1番1号	(011)863-3711	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
新琴似支店	〒001-0907 札幌市北区新琴似7条13丁目4番20号	(011)764-7711	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
手稲前田支店	〒006-0815 札幌市手稲区前田5条1丁目5番1号	(011)685-1111	(11:30~12:30)	8:45~18:00		
栄町支店	〒007-0843 札幌市東区北43条東15丁目3番30号	(011)753-8811	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
千歳支店	〒066-0062 千歳市千代田町3丁目8番地	(0123)26-3111	(12:00~13:00)	8:45~18:00		
石狩支店	〒061-3282 石狩市花畔2条1丁目3番地1	(0133)64-3911	(12:30~13:30)	8:45~18:00		
浜益支店※	〒061-3101 石狩市浜益区浜益2番地3	(0133)79-3211	(12:00~13:00)	9:00~17:00		

※浜益支店:火曜・木曜は9:00~12:00までの窓口営業となっております。  
 ※浜益支店は、令和4年2月25日の営業を最後に廃止し、令和4年2月28日付で石狩支店に統合になります。  
 ※窓口閉鎖時間中は、開いている最寄りの店舗または、ATMをご利用くださいますようお願いいたします。

## ◆店外ATMコーナー (令和3年11月1日現在)

店名	所在地	ATM取扱時間		
		平日	土曜日	日曜日・祝日・振替休日
滝川市役所	滝川市役所庁舎1階	9:00~17:00		
滝川市立病院	滝川市立病院1階外来ホール	9:00~17:00		
新十津川町役場	新十津川町役場庁舎1階	9:00~17:00		

※滝川駅前出張所は、令和3年9月30日をもって廃止いたしました。

